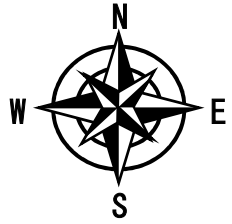


免許番号 区第124号
漁場の位置 淡路市大磯地先
漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

ア 北緯34度33.08分、東経135度0.19分
イ 北緯34度33.02分、東経135度0.81分
ウ 北緯34度33.24分、東経135度1.01分
エ 北緯34度33.39分、東経135度0.48分



淡路市

大磯川

交流の翼港

大磯

楠本川

楠本

大磯港

立石川

ア

エ

ウ

イ

令和5年9月1日 免許

区第124号

0

0.7

1.4 km



1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類 主な漁獲物 漁業の時期	第1種区画漁業 のり・わかめ養殖業 のり養殖業にあつては9月20日か ら5月10日まで、わ かめ養殖業にあつては10月1日 から6月30日まで					
	制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。					
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	淡路市仮屋112番地の1 仮屋漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第124号		摘 要	